

大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群 / 事 項	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
理工情報生命学術院 システム情報工学研究群			
社会工学学位プログラム 博士前期課程 サービス工学学位プログラム 博士前期課程 リスク・レジリエンス工学学位プログラム 博士前期課程 情報理工学位プログラム 博士前期課程 知能機能システム学位プログラム 博士前期課程 構造エネルギー工学学位プログラム 博士前期課程	志望理由、研究計画、これまでの活動状況を総合的に審査し、 大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし。	
エンパワーメント情報学プログラム 一貫制博士課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以 上の学力があるかを判定する。	なし。	
ライフイノベーション(生物情報)学位 プログラム 博士前期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等 以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけ るもの。様式任意)	

一貫制博士・博士前期課程 [個別審査]

大学院学則第12条第10号 大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項 大学院 研究群	出 願 の 条 件	入 学 の 条 件
理工情報生命学院 システム情報工学研究群		
社会工学学位プログラム 博士前期課程 サービス工学学位プログラム 博士前期課程 リスク・レジリエンス工学学位プログラム 博士前期課程 情報理工学位プログラム 博士前期課程 知能機能システム学位プログラム 博士前期課程 構造エネルギー工学学位プログラム 博士前期課程	次の各号の全てを満たすこと。 (1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 学長又は学部長(学群長)の証明印のある、学科主任、学類長(又は専攻主任)等が記載した所定の推薦書を提出すること。	次の各号の全てを満たすこと。 (1) 大学3年次修了までの修得単位が105単位以上であること (2) 出願年度3月における学業成績証明書を提出すること。
エンパワーメント情報学プログラム 一貫制博士課程	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 大学3年次修了までに105単位以上修得し、かつ、単位を修得した科目の85%以上が学業成績における評価の最高ランクにあることが見込まれること。	(1) 大学3年次修了時の成績が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。 (2) 大学3年次修了時における出願の条件(2)を充足する学業成績証明書を提出すること。
ライフイノベーション(生物情報)学位 プログラム 博士前期課程	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 大学3年次修了までに90単位以上修得し、かつ、修得教科目の85%以上が学業成績における評価の最高ランクにあることが見込まれること。	(1) 大学3年修了時の成績が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。 (2) 大学3年次修了時における出願の条件(2)を充足する学業成績証明書を提出すること。

一貫制博士・博士前期課程 [飛び級]

注意事項 ① 出願年度3月において、上記の条件が満たされない場合は、入学できません。

エンパワーメント情報学プログラム、ライフイノベーション(生物情報)学位プログラムにおいては、上記の条件が満たされない場合、入学を認めないことがあります。

② この制度により、大学院へ入学した場合は、大学3年中途退学となるため、大学の学部(学群)を卒業していることを要件とする国家試験等の資格試験の受験はできなくなります。

大学院学則第12条第11号

外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

<p>事項</p> <p>学術院 研究群</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な科目と単位数 2. 単位の換算方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 成績証明書等に基づく換算方法 (2) 成績証明書等が提出できない場合 3. 学術院で定める提出書類 4. その他 	<p>備考</p>
<p>理工情報生命学術院 システム情報工学研究群</p>		
<p>社会工学学位プログラム 博士前期課程</p> <p>サービス工学学位プログラム 博士前期課程</p> <p>リスク・レジリエンス工学学位プログラム 博士前期課程</p> <p>情報理工学位プログラム 博士前期課程</p> <p>知能機能システム学位プログラム 博士前期課程</p> <p>構造エネルギー工学学位プログラム 博士前期課程</p> <p>エンパワメント情報学プログラム 一貫制博士課程</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該課程を修了していることとし、必要な科目と単位数は特に定めない。 2. (1) 個々の事情に応じ、システム情報工学研究群の審査委員会で検討する。 (2) 個々の事情に応じ、システム情報工学研究群の審査委員会で検討する。 3. なし。 4. なし。 	
<p>ライフイノベーション(生物情報)学位 プログラム 博士前期課程</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 90単位 2. (1) JASSO等が使用する3点満点のGPA換算で2.1以上 (2) 原則として認めない。 3. TOEFL等の英語力証明書 4. なし。 	

一貫制博士・博士前期課程 [外国15年・外国通信教育15年・文部科学大臣指定当該課程]

大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者をその後に入学させる本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他大学院が必要と認める書類について

事項 大学院 研究群	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
理工情報生命大学院 システム情報工学研究群			
社会工学学位プログラム 博士前期課程 サービス工学学位プログラム 博士前期課程 リスク・レジリエンス工学学位プログラム 博士前期課程 情報理工学位プログラム 博士前期課程 知能機能システム学位プログラム 博士前期課程 構造エネルギー工学学位プログラム 博士前期課程 エンパワメント情報学プログラム 一貫制博士課程	志望理由、研究計画、これまでの活動状況を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし。	
ライフイノベーション(生物情報)学位 プログラム 博士前期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)	

一貫制博士・博士前期課程 [他大学院飛び級入学]

大学院学則第14条第8号

学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事項 審 査 基 準	その他学術院が必要と認める書類	備 考
理工情報生命学術院 システム情報工学研究群			
社会工学学位プログラム 博士後期課程 リスク・レジリエンス工学学位プログラム 博士後期課程 情報理工学位プログラム 博士後期課程 知能機能システム学位プログラム 博士後期課程 構造エネルギー工学学位プログラム 博士後期課程	志望理由、研究計画、これまでの活動状況(これまでの研究概要を含む。)を総合的に検討し、本学博士前期課程を修了した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし。	
ライフイノベーション(生物情報)学位 プログラム 博士後期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、本学修士課程を修了した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)	

博士後期課程 [文部科学大臣指定]

大学院学則第14条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事項 審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
理工情報生命学術院 システム情報工学研究群			
社会工学学位プログラム 博士後期課程 リスク・レジリエンス工学学位プログラム 博士後期課程 情報理工学位プログラム 博士後期課程 知能機能システム学位プログラム 博士後期課程 構造エネルギー工学学位プログラム 博士後期課程	志望理由、研究計画、これまでの活動状況(これまでの研究概要を含む。)を総合的に審査し、本学博士前期課程を修了した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし。	
ライフイノベーション(生物情報)学位 プログラム 博士後期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、本学修士課程を修了した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)	

博士後期課程 [個別審査]

大学院学則第22条第1項第8号

学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事項	審査基準	その他学術院が必要と認める書類	備考
理工情報生命学術院 システム情報工学研究群				
エンパワーメント情報学プログラム 一貫制博士課程		提出書類に基づき総合的に審査し、本学博士前期課程を修了した者と同等以上の学力があるかを判定する。	なし。	

一貫制博士課程（3年次編入学） [文部科学大臣指定]

大学院学則第22条第1項第9号3年次編入学〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事項	審査基準	その他学術院が必要と認める書類	備考
理工情報生命学術院 システム情報工学研究群				
エンパワーメント情報学プログラム 一貫制博士課程		提出書類に基づき総合的に審査し、本学博士前期課程を修了した者と同等以上の学力があるかを判定する。	なし。	

一貫制博士課程 [3編個別審査]